

パートⅡ「その6」

柳検察官の隠蔽工作を告発します。

本件は、はじめから『この世に存在しない』犯罪なのです。

平成3年12月18日、大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が、東海銀行事件を、パートⅡ「その1」から、平成3年12月25日、「その5」までわずか8日間で、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して『起訴状』をデッチ上げ、裁判所に公訴提起した、恐るべき隠蔽工作を明らかにします。

柳検察官が荒唐無稽な『起訴状』と承知して、裁判所に公訴提起したことは公訴権の濫用であり、基本的人権を無視した「職務犯罪行為」と断罪する。

恐るべき国と東海銀行が犯した、国際金融犯罪で秋葉原支店が銀行のダミー預金者名義で発生した、総額630億円（13件）の損失金を処理した「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」を科学的に検証可能で、かつ、公的に記録された証拠を提示して立証して行きます。

今こそ国民は『真実』を知るべき時なのです！

各銀行は、全国銀行協会連合会（以下、全銀協と記載）に、平成3年3月末決算期に巨額な「数字」の決済ができない「現状」を報告したのです。銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金が発生した「数字」の処理です。

処理方策は「銀行員」が銀行内で個人的に偽造した、預金担保債権「約束手形債権」(CP)をデッチ上げ「債権譲渡契約書」で、ダミー預金者に知られずに処理しなければ、銀行ぐるみ銀行の「財産」貸出資産を偽造した『国家犯罪』が公になり我が国の金融経済社会は破滅に導かれます。

銀行株が紙くずとなり株価が大暴落します。リーマンショックどころではない国際金融市場がパニックになり世界大恐慌になります。

平成3年2月、海部政権が、国と銀行が犯した国際金融犯罪を隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」と、政治判断を下し大蔵省「銀行局」に、隠蔽工作を指示したのです。

此の隠蔽工作が『平成の悲劇』『腐った平成30年の悲劇』『亡国に突き進む令和の悲劇』我が国を悲劇のベールで包み込んでしまった、原因なのです。

基本的人権を無視した恐るべき隠蔽工作

平成4年1月16日、大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行がノンバンクと「債権譲渡契約書」を締結し、銀行員の使用者責任として、ノンバンクが被った「被害金」総額630億円をデッチ上げ、被害弁済する「粉飾決済」を捏造したのです。

そして、回収不能な損害金債権として、平成4年3月決算期に一括償却した「粉飾決算」不正会計処理を行い、銀行のダミー預金者名義で発生させた総額630億円の損失金を、銀行員が犯した「損害金」にすり替える隠蔽工作を行ったのです。

東海銀行は、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミー預金名義で発生させた、総額630億円の損失金を「損害金」にすり替え、英国の保険組合ロイズに保険金支払請求し、保険金総額660億4243万円を騙し取り損失補償したのです。

基本的人権を無視した恐るべき「犯罪者」の捏造！

大蔵省「銀行局」と東海銀行は、一般市民であり、銀行員でもない、秋葉原支店と何の取引もない、私を無理やり「犯罪者」に仕立て上げたのです。

皆様、皮肉なことに本件詐欺事件話のデッチ上げを立証した証拠が、検察官立証証拠（甲129号証）『東海銀行秋葉原支店を舞台にした不正融資事件の実態解明報告書』なのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課が、はじめから『この世に存在しない』犯罪を立証する、有りもしない証拠をコピー偽造して作り上げた、隠蔽工作「職務犯罪行為」を立証する「逆証拠」になる「現実」を確認してください。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課は東海銀行が犯した国際金融犯罪を隠蔽する隠蔽工作を行った「証」を検証してください。

我が国の捜査機関が「金融犯罪」を捜査するときは、取引関係資料に基づいて犯罪構造・犯罪取引構造・そして必ず被害金（金銭）の流れを銀行に残された預金元帳など客観的な帳票類資料を基に徹底的に追跡します。

東海銀行の告訴を受理した警視庁捜査二課は、平成3年8月12日、捜査関係事項照会書を東海銀行秋葉原支店長に照会したのです。

274-2

別紙

番号	名 義 人	備 考
1	韓国エムアンドエム	
2	韓北見事務所	
3	韓三信企画	
4	日本ジョイントベンチャー韓国	
5	日本プレゼンション韓国	
6	日興通商韓国	
7	韓マノエイジェンシー	
8	清川銀浩	
9	出島進夫	
10	那須洋司	
11	韓ジェイ・イー・シー	
12	ジェイ・イー・インベストメント韓国	
13	韓一休	
14	韓出島運送	
15	韓ウエイアウトスポーツ	
16	韓インフォメーションオファリング	
17	韓マッシュ	
18	韓藤斗	
19	赤羽裕	
20	小野敏夫	
21	韓オノデン	
22	正木義典	

右の者、貴行と取引あれば、各種預金・貸付について、昭和六十二年一月から現在までの元帳の写し、二部作成のうえ交付をお願い致します。

尚、元帳作成にあたっては、左記事項の記入をお願い致します。

記

- 一 入金が手形・小切手の場合は、振出人・支払銀行名
- 二 支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名
- 三 入出金で振込の場合は、その詳細
- 四 貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物件・返済状況・約款書等
- 五 印鑑票

扱 者 警視庁刑事部捜査第二課
音 田 賢 部
電 話 〇三三五八二四三三
内 線 七六八
七六八

東海銀行
秋葉原支店長 殿
照 会 事 項
住 所 別紙のとおり

警視庁刑事部捜査第二課長
司法警察員 警視正 小 野 正

平成三年八月十二日

捜査のため必要があるもので、左記事項につき至急回答されたく、刑事訴訟法第一九七条第二項によって照会します。

様式第四九号(別紙第一九七条)
(様二・特ホ)第一、八五〇号の四〇

照会庁所在地 東京都千代田区麹町二丁目一番一号

平成3年8月12日、警視庁は捜査関係事項照会書で13件以外9件（22件）を捜査して、秋葉原支店が犯した国際金融犯罪を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して、隠蔽工作を犯した「証」をご検証ください。

- 1、入金が手形・小切手の場合は振出人・支払銀行名
- 2、支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名
- 3、入出金で振込の場合は、その詳細
- 4、貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物権・返済状況・約定書
- 5、印鑑紙

平成3年9月18日、上記1～5、膨大な帳票類を用いて検察官立証証拠（甲129号証）を萩生田勝・川畑一廣・青木映が捏造したものです。

此れが検察官立証証拠（甲129号証）です。

検証してください。

3-

謄本

平成三年六月十八日	警視庁刑事部捜査第二課	萩生田勝	同 課 長 川畑一廣	同 課 長 青木映	司法警察員 小野正博 殿	東海銀行 萩葉原支店を登記し不正融資事件の融資実態解明報告書	現在捜査中の被疑者森本亨元東海銀行萩葉原支店支店長代理に係わる詐欺被疑事件について同店が関与したノンバンクからの融資及び返済の実態について調査した結果は次のとおりであるが報告する。	一 捜査の端緒 本年七月二六日 株式会社東海銀行 代表取締役 伊藤喜一郎	東海銀行 萩葉原支店支店長代理 であった森本亨元平成二年五月 三一日より平成三年六月二日の間 三回に亘りノンバンクオリックス マルマ株式会社外四社から預金 着有限会社 マッシュン社に振り
-----------	-------------	------	------------	-----------	--------------	--------------------------------	--	---	--

平

実行せられた	合計六三〇億円	の融資に充てし	東海銀行 秋葉原支店長	作成名義の	貸権設定承諾書	を偽造しノンバンク側へ口右承諾書	を交付するも融資金に付しては預金	者銀行口座より解約金戻り	いた	ことごとく	有印私文書偽造	の告訴を受け受理したところである。	ニ融資実態及び融資金の流れを解明するための資料	警視庁	ノ各ノンバンクから提出を受けた	・ 貸権設定承諾承諾書	・ 通知預金通帳	・ 金銭消費貸借契約書	・ 銀行預金担保差入証	・ 融資元帳	等の資料	ニ捜査関係書類等	東海銀行 秋葉原支店等	から回答を受けた	邦須洋司外債人名義人の各種	預金元帳の写及び口座の併り各	ノ出金伝票	右同様の方法で
--------	---------	---------	-------------	-------	---------	------------------	------------------	--------------	----	-------	---------	-------------------	-------------------------	-----	-----------------	-------------	----------	-------------	-------------	--------	------	----------	-------------	----------	---------------	----------------	-------	---------

協和商工信用株式会社	預金元帳	東海銀行 秋葉原支店	昭和六年一月から平成三年	六月二日	合計七五回	総融資金額	一六三億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円	であることが判明した。	三現在迄に利用した融資実態	ノ全融資実態	右資料等に基づいて捜査した結果	各ノンバンクから東海銀行 秋葉原支店	借入名義人口座に融資された実態	については別添	東海銀行 秋葉原支店 融資年月日	順の融資状況一覧表	警視庁	昭和六年一月一日から平成三年	六月二日	合計七五回	総融資金額	一六三億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六七三億一、〇〇〇万円
------------	------	------------	--------------	------	-------	-------	-------------	-------	---------------	-------	-------------	-------------	---------------	--------	-----------------	--------------------	-----------------	---------	------------------	-----------	-----	----------------	------	-------	-------	-------------	-------	---------------	-------	-------------

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課は、銀行員がノンバンクから騙し取った、はじめから『この世に存在しない』秋葉原支店を舞台（ステージ）とした不正融資事件の実態解明報告書を、平成3年9月18日、膨大な帳票類を用いて捜査員萩生田 勝・川畑一廣・青木映が捏造したものです。

皆様に、知って欲しいのは、警視庁捜査二課が『国家犯罪』を隠蔽するためなら、コピー偽造だろうと、捏造だろうと、デッチ上げだろうと、国法を無視して、基本的人権を無視して「粉飾決算」だろうと「国際保険金詐欺」だろうと、何でも国家権力を武器に「犯罪者」を、仕立て上げた「現実」なのです。

証拠は、

二、融資実態及び融資金の流れ解明のための資料

1、各ノンバンクから提出を受けた

- 質権設定承諾依頼書の写
- 通知預金通帳の写
- 金銭消費貸借契約書の写
- 銀行預金担保差入証の写
- 融資元帳の写

尚、此の（甲 129 号証）を捏造した本件詐欺事件の「逮捕状請求書」をデッチ上げた張本人！元警視庁警視、萩生田勝氏（平成 3 年警視庁特別捜査本部、東海銀行秋葉原支店事件捜査班、主任捜査員）『警視庁捜査二課』の著者です。（第 5 章を参照ください。）

絶対に『各ノンバンクから提出を受けた』は無い捏造です。各ノンバンクは、秋葉原支店と金融機関内限定条件で、「BIS 規制 8 %」クリア操作する、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」を行い、手数料と金利を得ていますから被害者になることは、無いのです。

捜査員記載の『オリックス・アルファ株式会社外四社』このオリックス・アルファ株式会社を証拠に、捜査員の「職務犯罪行為」を立証します。

柳検察官は、平成 3 年 12 月 25 日「その 5」を捏造した翌日 26 日です、オリックスアルファ審査部 審査課 課長代理 佐藤充彦氏から「平成 4 年 1 月 6 日までに返還して下さい。」条件付きで取引関係書類一式（原本）を任意提出させた「任意提出劇」を演じたのです。

平成3年12月26日、オリックスアルファの任意提出書をご検証する。

任意提出書

左記物件を任意に提出します。用済みのうへは、処分意見欄記載のとおり処分して下さい。

平成 三年 二月 二十六日

住居 千葉県浦安市当分団二、八、二五、一三
 職業 オリックスアルファ株式会社 電話 三六六〇局 一四二
 勤務先 警視庁警務課 課長代理 氏名 佐藤 光彦
 司法警察員 警視庁 警務課 課長 殿 (三四歳)

品名	数量	提出者処分意見	備考
一、金銭消費貸借基本契約書 一九九一年六月二日付 株式会社オリックスアルファ 湯村 康 代表取締役	一通	平成四年一月六日返還して下さい。	
二、銀行預金担保差入証 平成三年六月三日付 債務者株式会社ウエストスポーツ 代表取締役 吉川 一	一枚	右同	
三、債権設定承諾依頼書 平成三年六月三日付 債務者株式会社ウエストスポーツ 代表取締役 吉川 一	一枚	右同	

任意提出書

左記物件を任意に提出します。用済みのうへは、処分意見欄記載のとおり処分して下さい。

平成 年 月 日

住居 職業 氏名 電話 局 番

警視庁 司法警察員 殿

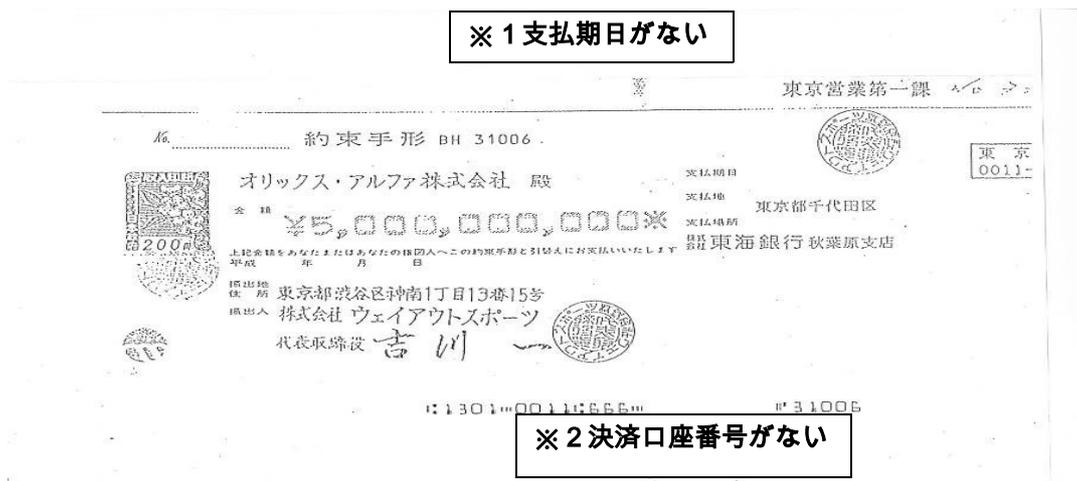
品名	数量	提出者処分意見	備考
一、債権者オリックスアルファ株式会社代表取締役 湯村 康 不特定東海銀行秋葉原支店 支店長 本谷 三	一通	前同	
二、東海銀行発行名義人株式会社ウエストスポーツ口産番号 一九九一年六月三日付 五〇億円	一通	右同	
三、御返済金およそ利息の明細書 一九九一年六月三日付 オリックスアルファ株式会社代表取締役 湯村 康	一枚	右同	
四、納税証明書 株式会社ウエストスポーツ	一枚	右同	

(四) 通知預金通帳 (原本)

甲
第
一
八
號
證
の
八



(七) 約束手形 (原本)



オリックスアルファが平成3年6月13日、返済期日を平成3年9月13日「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を、システムどおり、手形割引取引を行い、手数料と金利3ヶ月先取りした民事取引をした、取引関係書類「約束手形債権」(CP)金融商品一式(原本)です。

皆様、確認してください。

- 金銭消費貸借契約書の写と金銭消費貸借基本契約書(原本)分かりますか「写」には「基本」が無いのです。本当に悪質です。

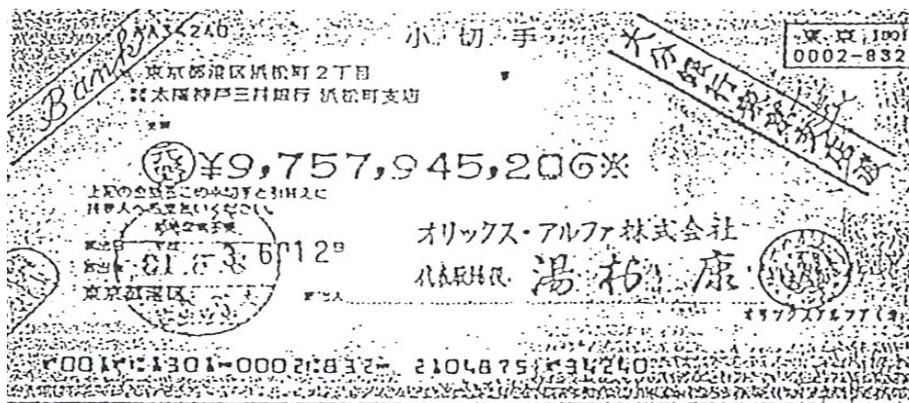
捜査員は、金銭消費貸借契約書と金銭消費貸借基本契約書の違いを知ってます。証拠は（七）約束手形（原本）を故意に隠したことです。約束手形取引は金銭消費貸借基本契約書です。金利が先取りできます。金銭消費貸借契約書は金利が先取りできません。これは法律です。

オリックスアルファは平成3年6月13日、から平成3年12月26日「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を、システムどおり、手形割引取引を行い、手数料と金利3ヶ月先取りした民事取引をした、取引関係書類「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）を所持している。

平成3年6月13日、オリックスアルファ（ノンバンク）
と東海銀行秋葉原支店が行った他行預金担保融資取引構造！

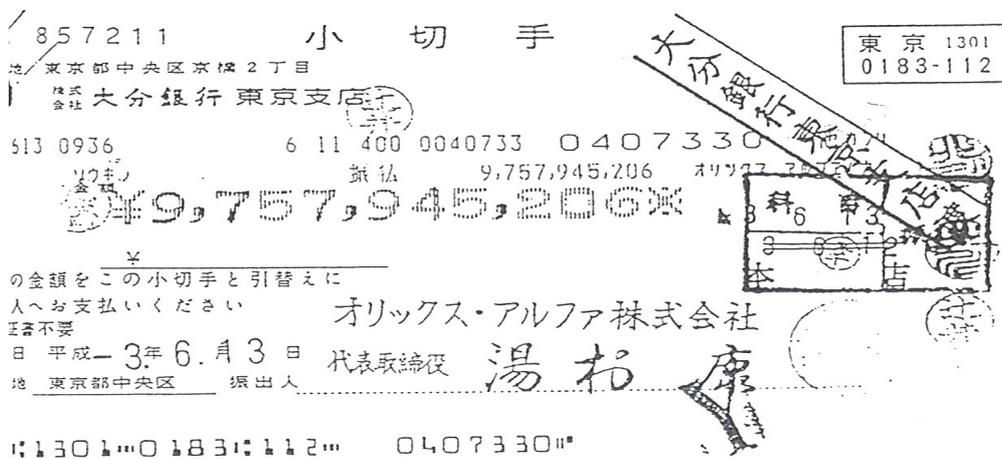
東海銀行秋葉原支店が金融機関内限定条件で認めた「BIS規制8%」クリア操作リスクウェイト20%の預金担保債権を流動化（売却）するためオリックスアルファに大分銀行東京支店が「買取り資金枠」を用意したのです。

平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が東海銀行秋葉原支店に行きダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の各50億円、秋葉原支店の「財産」貸出資産である、特殊な預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）を受け取り、経理に渡したから東海銀行秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金を、太陽神戸三井銀行浜松町支店振出小切手を作成することが出来るのです。

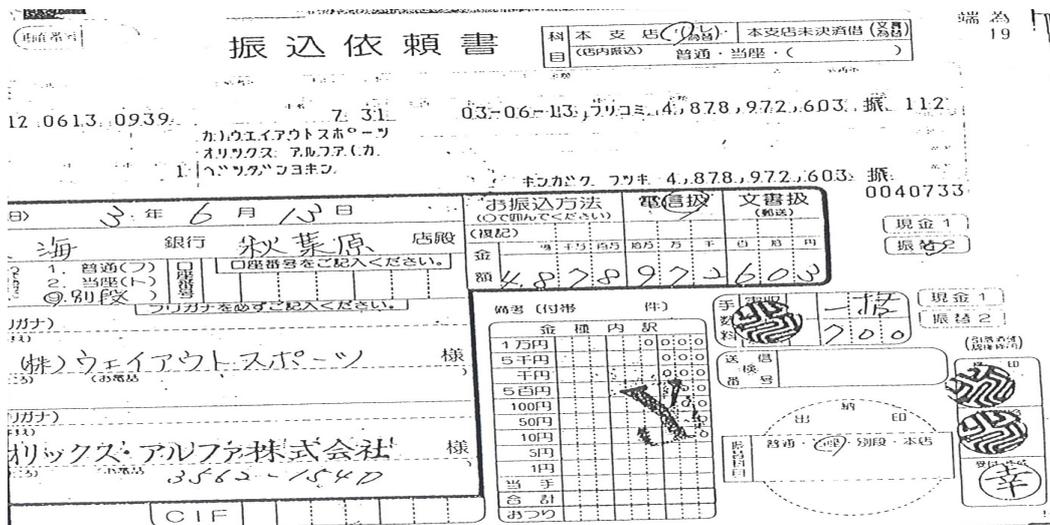


この平成3年6月12日、振出した小切手は、特別な「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）という、大分銀行の融資枠を使用することを表しているのです。オリックスアルファは、自社の大分銀行東京支店口座に他店券で「小切手入金」をして大分銀行東京支店の「BIS規制用の専用融資枠」から融資を受けたのです。

その証が、平成3年6月13日、大分銀行東京支店が「小切手出金」を「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）として「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ（カ）」と手続きしています。



オリックスアルファは、大分銀行東京支店に「BIS規制8%」クリア操作用の専用融資枠を持っているから「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ（カ）」と印字されたのです。これが、小切手ソウキン手続きです。



平成3年6月13日、振込先は東海銀行秋葉原支店「別段預金口座」宛です。
※ちなみに「別段預金口座」は東海銀行秋葉原支店の口座です。

オリックスアルファは、秋葉原支店以外に作成することの出来ない「BIS規制8%」クリア操作用、秋葉原支店の「財産」貸出資産である特殊な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式(原本)を用いて他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステム通り民事取引行い手数料と金利を得ただけなのです。

取引構造 他行預金担保融資取引「東海銀行秋葉原支店⇔オリックスアルファ」
取引内容 オリックスアルファは、金融機関内限定条件で秋葉原支店の「財産」貸出資産、特殊な「約束手形債権」(CP)を流動化(売却)用、他行預金担保融資取引をシステムどおり民事取引を行い手数料と金利を得たのです。

皆様、経済社会の原理原則で、オリックスアルファは秋葉原支店と民事取引を行ったことが立証されたのです。民事不介入の大原則が有りますから、柳検察官は平成4年1月7日、取引関係書類一式(原本)を還付しています。

その目的は、9日後の平成4年1月16日、東海銀行と「被害者」でも無いオリックスアルファが「債権譲渡契約書」を締結して、秋葉原のダミー預金者で発生させた100億円の「粉飾決算」をするため仕組んだ「任意提出劇」だったのです。

一人でも多くの国民に「知って欲しい」ことは、平成3年6月13日、オリックスアルファが経済取引した相手は、大手都市銀行東海銀行秋葉原支店であり、取引内容は、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」一件だけです。

オリックスアルファは民間企業の金銭貸付業者として、都市銀行である秋葉原支店と他行預金担保融資取引を行い、間違のない秋葉原支店の「財産」貸出資産「約束手形債権」の決済資金100億円の「通知預金通帳」とその通知預金を払い戻せる「預金払戻解約書」を所持しているのですから安心して支払いを待ちます。

極秘特別「プロジェクト」で行われた「BIS規制8%」クリア操作の決済方法は秋葉原支店から決済金が振込送金されてから、特殊な秋葉原支店の「財産」貸出資産「約束手形債権」（CP）金融商品一式を銀行員に届けるシステムです。

ですから、返済期日も決済口座も「白紙」です。平成3年7月27日、29日、新聞報道で銀行員が「告訴」されていますから、東海銀行の決済方法を待つ以外ないのです。（第2章「法廷証言」を参照ください。）

大蔵省「銀行局」は、国と銀行が犯した国際金融犯罪を立証する、秋葉原支店の「財産」貸出資産である、特殊な「約束手形債権」（CP）金融商品一式（原本）を、オリックスアルファから回収するため「債権譲渡契約書」を用いる以外に方策がないのです。

即ち、本件詐欺事件話は、はじめから『この世に存在しない』銀行員がノンバンクを騙すため、預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式をコピー偽造した犯罪話をデッチ上げ、（原本）と（コピー偽造「原本」）のスリ替えを為し（原本）を抹殺したのです。ですから本件法廷には（原本）が存在せず。

そして、回収不能な損害金債権として、平成4年3月決算期に一括償却した「粉飾決算」不正会計処理を行い、銀行のダミー預金者名義で発生させた総額630億円の損失金を、銀行員が犯した「損害金」にスリ替える隠蔽工作を行った「証」なのです。

恐ろしい、路上強盗が犯した「国際保険金詐欺」の犯罪手口です。

平成4年2月5日、東海銀行が住友銀行の預金12億8300万円を、東京地方裁判所民事9部に「債権仮差押命令申立書」で提訴をした。

平成5年3月31日、東海銀行が、東京地方裁判所民事32部に287億円の損害賠償請求を提訴した。

平成5年6月21日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した。これが後に、路上強盗大蔵省「銀行局」の命取りになるのです。

平成11年3月27日、東京高裁の判決の翌日、東京地方裁判所民事三二部が総額287億2669万円の支払いを宣告したのです。私の個人的な本件とは、全く関係ない定期預金3億900万円と普通預金3億8000万円、総額7億7000万円を奪い取ったのです。（第5章で立証しています。参照ください。）

ここまで8年です。

私が、路上強盗と表現する根拠、その一部を述べます。

それは、平成9年3月19日東京地方裁判所一審判決では、東京地方裁判所民事32部が判決を下せないのです。東京高等裁判所が平成11年3月26日判決した、翌日に東京地方裁判所民事32部が判決を下した。

裁判所が、大蔵省「銀行局」と東海銀行が企てている「国際保険金詐欺」を「分かっている」事実なのです。

国民が「司法最後の砦」と信頼する裁判所が、国民を裏切った事実です。

平成4年1月16日、東海銀行がノンバンクと「債権譲渡契約書」を締結した内容は、犯罪構造「預金担保債権」犯罪取引構造「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」だから東海銀行は使用者責任を理由にオリックスアルファの被害金を「被害弁済」することができるのです。

東京地方裁判所一審判決は、柳検察官がデッチ上げた、犯罪構造が「協力預金」で、犯罪取引構造は「オリックスアルファ ⇔借受名義人」です。

東海銀行が、使用者責任を理由にオリックスアルファの被害金を「被害弁済」する根拠が何処にも有りません。オリックスアルファが被害者であれば、銀行員と借受名義人に損害賠償請求を提訴するのが、法律です。

皆様が作成した商品が、自分に関係ない会社が悪徳商人に騙されたから、商品を作った責任として、自分に関係ない会社に被害弁済しますか！

平成9年3月19日東京地方裁判所が判決した「罪となるべき事実」は、犯罪構造「協力預金」犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔借受名義人」です。

平成11年3月27日、東京高等裁判所が判決した「罪となるべき事実」は、犯罪構造「預金担保債権」犯罪取引構造「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」なのです。

ですから平成9年3月19日東京地方裁判所の判決では、東京地方裁判所民事32部は判決をしません。平成11年3月26日東京高等裁判所の判決後、翌日平成11年3月27日、東京地方裁判所民事32部が判決を下したのです。

皆様、平成4年4月30日、東京地方裁判所が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して、公判を開廷したのが異常なのです。

恐ろしい、大蔵省「銀行局」（政府）の方針を警察から最高裁まで、国家権力集団は、我が国の金融経済社会が破滅するのが「分かっている」から従うのです。「分かっている」から、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知した、その上で無駄な税金を使って「国際保険金詐欺」の片棒を担ぐ、審理をして「有罪」を宣告し「犯罪者」にするのです！

何故、どうして、何の権利で、私が「犯罪者」に仕立て上げられて、何年も汗水たらして、働いて得た貯金、総額7億7000万円を奪い取られなければならないのですか！大声で叫びます！強盗です！路上強盗です！追剥ぎです！

国家権力、路上強盗集団が余りにも国法を弄びすぎます！

東京高等裁判所は、私が「デッチ上げ裁判に出廷しない。」事をいいことに高等検察官 合田検事が、75件の証拠と4名の証人を仕立て、はじめから『この世に存在しない』犯罪を「債権譲渡契約書」どおりデッチ上げ「有罪」を宣告させたのです。（この件は、別に証拠で詳細に立証します。）

平成11年4月12日、東海銀行が「破産宣告申立書」を提出し「0円」の破産者に私を仕立て上げたのです。

ここで、破産手続を確認してください。

平成11年切第2220号破産申立事件

破産決定

東京都葛飾区小菅一丁目35番1号 東京拘置所内
 (住民票上の住所) 東京都中央区八丁堀三丁目25番8号
 伊海田ビル6階

債務者 室岡 克典

主 文

債務者室岡 克典を破産者とする。

理 由

債権者が破産を申し立てたので審理するに、一件記録によれば、債務者が、債権者約1名に対して合計約287億2669万円の債務を負担し、これが支払不能の財産状態にあることは明らかである。よって、破産法126条1項を適用して主文のとおり決定する。なお、同法142条により下記のとおり定める。

- 記
- 破産管財人 東京都港区愛宕一丁目6番7号愛宕山弁護士ビル502号室
福岡・平田法律事務所
弁護士 平田 厚
 - 債権届出期間 平成11年10月29日まで
 - 第1回債権者集会期日 平成11年12月2日午前10時30分
 - 債権調査期日 平成11年12月2日午前10時30分

平成11年8月27日午前10時30分宣告

東京地方裁判所民事第20部

裁判官 瀬川 卓男

上記は正本である。

前同日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 宮川



平成11年(1)第2220号(破産者 室岡克典)

収支計算書 (全期間)

収入の部

番号	科 目	金 額	明 細
	なし	0	

支出の部

番号	評 価 額	明 細
	0	

差引残高

金 円

平成11年3月27日が東京地方裁判所民事32部が判決を下したのです。東海銀行は私に、280億円の損害賠償請求を提訴して、勝訴し287億2669万円の損害賠償金を請求する権利が宣告されたのです。

平成11年4月12日、東海銀行は破産申立訴訟を提訴したのです。平成11年8月27日、午前10時30分破産287億2669万円が決定し破産管財人に選任された、弁護士が約一年間調査した結果、平成12年8月25日、資産「0円の破産者」に企てどおり仕立て上げたのです。恐ろしいでしょう。

企てとは「287億2669万円」の損害賠償請求金、全額騙し取るには資産「0円」の破産者に時間をかけて仕立て上げたのです。その裏側に渦巻く汚い戦慄が走る国家権力集団の恐ろしい手口を『室岡塾』で全て開示します。

平成13年9月12日、国家権力集団は保険
金総額660億4243万円を騙し取ったのです。

これを世間では「国際保険金詐欺」と言うのです。

平成14年1月15日、東海銀行と三和銀行との合併を行い東海銀行を消滅させUFJ銀行が誕生したのです。東海銀行と金融財務省大臣竹中平蔵の保険金分取り合戦が行われたのです。

大蔵省「銀行局」（政府）の方針に従い、柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ『室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ』基本的人権を無視して「国際保険金詐欺」を為す、その目的だけで公訴提起したのです。

裁判官が「有罪」を宣告して「犯罪者」に仕立て上げ、保険金総額660億4243万円を騙し取ったのです。恐ろしい国家権力集団の「国際保険金詐欺」です。

恐るべき国家権力集団大蔵省「銀行局」と東海銀行が犯した、金融犯罪の手口の概略です。後に立証しますが実際は、人間の仕業とは到底考えられない、非情な、残酷な、残虐な、国家権力集団の犯罪手口です。

もう、こんな悲しい自民党派閥政治、マネーゲーム「国政と金」利権政治家集団を国民一人、一人が選挙で追放する時ではないでしょうか？まだ「無関心」ですか？国は国民のものです！「無関心」も自由です！決めるのは国民です。

皆様、どうか我が身になって「考えて欲しい」のです。国家権力集団が、それぞれ自分達の保全と栄進だけで、富士銀行事件・東海銀行事件をデッチ上げ、借受名義人十数人もの「30年の時と財産」と、多くの家族・社員・友人達の人生をも奪い取った悲劇なのです。誰も「債権譲渡契約書」の存在を未だに知りません。

国と銀行が犯した国際金融犯罪と断罪するマネーゲーム「国政と金」利権政治が織り成す『国家の闇』を隠蔽するため、私同様に「生贄」にされた人達に『真実』を明らかにしていきます。

衝撃的な秋葉原支店を舞台（ステージ）にした、隠蔽工作を「Aステージ」「Bステージ」「Cステージ」と以下表現します。

皆様、常軌を逸した、大蔵省「銀行局」と東海銀行が犯した国際金融犯罪を隠蔽するために、国家権力が集団で銀行のダミー預金者名義で発生した、総額630億円という「数字」を処理する、隠蔽工作を犯したのです。

はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の「加害者」銀行員「被害者」ノンバンクそしてノンバンクの「被害金」をデッチ上げ「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」を凶ったのです。

本件詐欺事件話を常識で考えてください。柳検察官が「犯罪者」を仕立て上げるため『起訴状』（一）が、100億円『起訴状』（二）が、30億円、『起訴状』（三）が、150億円、総額280億円をノンバンクから騙し取った「被害者」ノンバンクの「被害金」を、隠蔽工作を犯して、デッチ上げた、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知しているのです。

それも大手都市銀行、富士銀行・協和埼玉銀行・東海銀行を舞台（ステージ）にして、渉外課長が総額2600億円（51件）とか、得意先係支店長代理が総額630億円（13件）を同時期、同様な手口でノンバンクから騙し取れますか？

国民が、金融政策に無関心だから、国は舐めきっています！

そうでしょう。国際決済銀行(BIS)・国際金融犯罪・何千億とか・極秘特別「プロジェクト」一般市民には全く縁のない犯罪話です。

一般市民である民間人には、全く分からない「Aステージ」です。

秋葉原支店を舞台（ステージ）に、極秘特別「プロジェクト」内で国が銀行に認めた、銀行のダミー預金者名義で金融機関限定の取引「BIS規制8%」クリア操作を、総額1930億3600万円（75件）約5年間継続し、銀行のダミー預金者名義で総額630億円（13件）という「数字」の損失金を発生させたのです。「Aステージ」と表現します。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、金融機関・報道機関・司法機関一体で、国と銀行が犯した国際金融犯罪「Aステージ」を隠蔽した、隠蔽工作です。

それですよ「Aステージ」を隠蔽する「Bステージ」が登場します。

富士銀行赤坂支店を舞台（ステージ）に、銀行員がノンバンクから約5年間預金担保融資取引を悪用して、預金担保債権「架空預金証」と質権設定承諾書を偽造して、総額2600億円（51件）を騙し取った「Bステージ」を富士銀行副頭取が記者会見で「告訴」を公表して「Aステージ」を隠蔽したのです。

本件詐欺事件の舞台になった、東海銀行秋葉原支店も銀行員がノンバンクと約5年間継続した、預金担保融資取引を悪用して、預金担保債権「架空通知預通帳」と質権設定承諾書を偽造して、総額630億円（13件）を騙し取った「Bステージ」を東海銀行副頭取が記者会見を開き「告訴」を公表して「Aステージ」を隠蔽したのです。

国と銀行が犯した、国際金融犯罪「BIS規制8%」クリア操作を立証した「Aステージ」から「銀行員個人」が犯した、預金担保債権を用いた預金担保融資取引「Bステージ」にすり替えた「事実」がわかりますか？

誰も「分かりません」全く一般市民である民間人には、別世界の話です。これが、300万とか500万円の「定期預金証書」とか「通知預金証書」を銀行員が勝手に偽造した話なら、預金者は自分の「預金」は大丈夫か、大騒ぎになります。

自分達の大事な財産である、お金を預けてる各銀行の預金残高より巨額な2600億円、とか1930億3600円の不正融資事件が発覚しても、別世界の話ですから「無関心」興味すら持ちません。

マスコミ報道に騙されているのです。

銀行法で預金が守られている預金者が関心を持ち、大騒ぎすれば、非常識荒唐無稽・異常なデッチ上げ話が、すぐに明らかになります。国民が大蔵省の責任を徹底的に追及します。大変な疑獄事件になり銀行が倒産します。

ましてや大蔵省「銀行局」が金融機関内限定条件付きで、銀行に認めた極秘特別「プロジェクト」です。大蔵省でも「銀行局」上層部しか知らない、当然のこと大手都市銀行内でも知っているのは限られた人間だけです。

ノンバンクも上層部だけが知っている、極秘特別「プロジェクト」に一般市民である民間人が介入することは不可能です。大蔵省「銀行局」が、銀行に認めた、銀行の「私設造幣局」ですよ。

銀行が銀行のダミー預金者名義で、一件50億円、一件100億円でも「約束手形用紙」と200円の収入印紙があれば、何千億でも銀行の「財産」を作ることが、認められた魔法のポケットですよ。

大手都市銀行内で、約5年間も継続された「BIS規制8%」クリア操作など、誰も「分かりません」「知りません」民間人は参加できません。

その魔法のポケットは絶対に外部に話せません。話せば我が国の金融経済社会は破滅します。ですから極秘特別「プロジェクト」を話せば殺されます。実際に多くの事件関係者が自殺に追い込まれています。私の弁護人も自殺しました。話せないのです。ですから「30年」も、時間と労力と資金と、何より『真実』を暴くその信念だけでした。

本件詐欺事件は国家権力が総がかりで、隠蔽工作を犯し犯罪構造
犯罪取引構造をデッチ上げた『この世に存在しない』話なのです。

是非、皆様にご理解して欲しいのです。銀行員は「犯罪者」ではないのです。「大型案件の仕掛け」で、収益を上げ頭取表彰まで授かった企業戦士なのです。東海銀行から「大型案件の仕掛け」で、発生した損失金の責任を『一人で取れ、銀行を救う英雄になってくれ』と、上司に説得され「汚れ役」を背負ったのです。

大蔵省「銀行局」が指示した隠蔽工作！

皆様、国家権力が総掛かりで「国際保険金詐欺」を企て、総額660億4243万円を強奪した「路上強盗」と一部表現していますが、その通りです。

後に概要でなく、常識では到底考えられない、旋律が走る自民党金融族議員と現職大蔵大臣と官僚が織り成す、隠蔽工作の恐怖を知って頂くことになります。

それは「Aステージ」を隠蔽した「Bステージ」銀行員が犯した預金担保債権融資取引をデッチ上げ、金融機関内で全て処理する隠蔽工作が行われていた矢先、突然、現職大蔵大臣橋本龍太郎氏が「Aステージ」に関与していたのです。

国会の予算委員会で野党から「Aステージ」に関与して、約50億円を橋本派閥発足資金流用が追求され、司法機関が犯した「Bステージ」の隠蔽工作と金融経済社会の破滅を回避するために「Cステージ」隠蔽工作が登場するのですから呆れます。（第5章で、詳細に立証していますので参照ください。）

平成3年12月18日、大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が「Cステージ」東海銀行事件を、パートII「その1」から、平成3年12月25日、「その5」まで、わずか8日間で、本件詐欺事件話をデッチ上げたことです。

平成3年12月20日、柳検察官は、パートII「その2」オリックスアルファ融資担当者川合潤治の検察官面前供述調書（甲14号証）協力預金話の「被害状況」で、銀行員がコピー偽造した（1）「金銭消費貸借基本契約書」（写し）（2）「銀行預金担保差入書」（写し）（3）「質権設定承諾書」（写し）（4）「通知預金通帳」（写し）（5）「約束手形」（写し）話を思惑どおり、デッチ上げたのです。

柳検察官は、大蔵省「銀行局」の指示どおり秋葉原支店の「財産」貸出資産である特殊な預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式を立証する（1）「金銭消費貸借基本契約書」（原本）（2）「銀行預金担保差入書」（原本）（3）「質権設定承諾書」（原本）（4）「通知預金通帳」（原本）（7）「約束手形」（原本）を「任意提出劇」で、（原本）と（写し）を「すり替え」ました。

これで、大蔵省「銀行局」は、国と銀行が犯した国際金融犯罪を立証する（原本）が、永久に表に出ることは無いのです。安心して「国際保険金詐欺」ができます。

皆様、我が国の金融経済社会の破滅と司法機関の崩壊を回避するためなら国家権力は、国法を自由自在に操り、隠蔽工作・デッチ上げ・犯罪者・粉飾決算・国際保険金詐欺、なんでも犯す、マネーゲーム「国政と金」利権政治です。

大蔵省「銀行局」は、平成4年1月16日、「債権譲渡契約書」をオリックスアルファ（甲）東海銀行（乙）として締結させたのです。その目的は、東海銀行が銀行の使用者責任として、オリックスアルファが被った、被害金100億円の被害弁済を受ける「粉飾決算」用の「加害者」銀行員「被害者」オリックスアルファをデッチ上げることだったのです。

柳検察官貴殿が、大蔵省「銀行局」の手先になり「任意提出劇」を演じた目的は、銀行員・借受名義人・私・誰も、被害金100億円を返済することができない返済金を東海銀行が銀行の使用者責任として、オリックスアルファの被害金100億円の返済劇を「美談」として、さすが大手都市銀行だ！ノンバンクを助けた！こうして、また世間を、国民を騙すことだったのです。

国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』その『真実』を政府の方針に従い、金融機関・司法機関が国民に隠蔽するため『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して「犯罪」と「被害者」オリックスアルファの「被害金」をデッチ上げた、非道な隠蔽工作を必死に訴え立証するのですが、ご理解が得られないのです。

その理由は、国民が裁判所と「法」を信じていることなのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、平成4年1月7日、柳検察官が、平成3年12月18日、銀行員の「上申書」を台本に、東海銀行事件を、パートII「その1」から、平成3年12月25日、「その5」まで、わずか8日間で、本件詐欺事件話と承知して『起訴状』をデッチ上げ裁判所に公訴提起したのです。

法曹三者（裁判官・弁護士・検察官）は『国家犯罪』が公になれば銀行が倒産します。金融経済社会が破滅し、隠蔽した司法が破綻する『現実』を承知したその上で、政府の方針に従い公判審理を行いました。

東京地方裁判所は、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「現実化」するため、主文「被告人を懲役11年に処する。」を宣告し「国際保険金詐欺」の片棒を担ぎ、私を「犯罪者」に仕立て上げたのです。

証拠は、

平成4年3月10日裁判所で、公判検事検察官と公判期日前準備手続き、検察官立証証拠に対して同意・不同意の打ち合わせで弁護人は、検察官立証証拠（甲14号証）供述調書に添付された本件詐欺事件の「取引状況」を立証した取引関係資料（1）「金銭消費貸借基本契約書」（写し）（2）「銀行預金担保差入書」（写し）（3）「質権設定承諾依頼書並に承諾書」（写し）（4）「通知預金通帳」（写し）（5）「約束手形」（写し）を見て、公判検事検察官の訴因を立証すべき証拠がコピー偽造されている、公訴の手續が、その規定に違反した違法行為と確信します。

弁護人は、民事法廷、疎明書類の疎甲四号証の（1）預金担保差入書（原本）（2）質権設定承諾依頼書並承諾書（原本）（3）通知預金通帳（原本）（4）預金払戻請求書（原本）を確認しています。故意に（5）「約束手形」（原本）が、隠蔽されています。

主任弁護人は「告訴状」「逮捕状請求書」「起訴状」公判検事の「冒頭陳述書」を立証する証拠が（写し）コピー偽造されて、特に詐欺事件の犯罪構成要件である「騙取」が「別段預金口座」「通知預金口座」「普通預金口座」そして平成4年2月5日東海銀行が提訴した「債権仮差押命令申立書」を立証する証拠（「原本」）を確認して、公判検事に公訴の取り下げ要求したのです。

政府の方針に従い『国家犯罪』を国民に隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を立証する証拠が、コピーで偽造された柳検察官の公訴権濫用と承知した上で「有罪」を宣告することで「現実化」するための法廷を知ったのです。（第1章を参照してください。）

平成4年4月30日、東京地裁104号大法廷第一回公判が『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して「原本」不存在の公判審理を開廷したのです。

裁判長 認印		平成四年刑(ワ)第一号等	
第一回公判調書(手続)			
被告事件名	被告人の氏名	出頭別	
詐欺	A 森本 享	出頭	
A B有印私文書偽造			
同行使	B 室岡 克典	出頭	
裁判所	裁判所		
公判をした年月日	平成四年四月三〇日		
公判をした裁判所	東京地方裁判所刑事第一 部		
裁判長裁判官	吉本 徹也		
裁判官	戸倉 三郎		
裁判官	河本 雅也		
裁判所書記官	八木 敏夫		
検察官	半田 秀夫 山上 秀明		
出頭した弁護人	A 小串 静夫		
	B (主任) 小松 正富		
	永山 忠彦 本多 藤男		
	相原 英俊 後藤 邦春		
	榎本 峰夫 田中 健恵		

(50-11-10,000 様)

人定質問	A 氏名 森本 享
	生年月日、職業、住居及び本籍は起訴状記載のとおり
	B 氏名 室岡 克典
	生年月日及び本籍は起訴状記載のとおり
	職業 会社員
	住居 東京都保谷市新町六丁目六番
釈明	被告人室岡について
	主任弁護人
	本日付け「公訴事実に関する釈明申立書」と題する書面記載のとおり。
検察官	釈明の要なし。
	いづれも冒頭陳述または証拠調べの段階で明らかにする。現段階では
	被告人に対する陳述
	平成四年刑(ワ)第一号、第八六号及び同第一七七号各詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について
	被告人森本
	各起訴状記載の公訴事実はいずれも争い間違いありません。
	被告人小串
	被告人が述べたとおりです。
	平成四年刑(ワ)第一号及び同第八六号各詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について
	被告人室岡
	各起訴状記載の詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件については一切し

表紙印刷 九号の一

主任弁護士	ておりません。
本日付け「被告事件についての陳述要旨」と題する書面記載のとおり (主任弁護士、弁護士永山、同本多、同相原、同後藤、同榎本連名のもの)。	
検察官の冒頭陳述	本日付け冒頭陳述要旨記載のとおり
証拠調べ等	証拠等関係カード記載のとおり(「期日」欄に①と表示したもの)
弁論の分離	
裁判長	本件から被告人室岡克典に対する平成四年刑(特)第一号及び同第八六号各詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件を分離する旨決定
表	半
戸	
証拠調べ等	右分離した被告事件につき指定告知した次回期日 平成四年五月二八日午前一時
指定告知した次回期日	証拠等関係カード記載のとおり(「期日」欄に②と表示したもの) 平成四年六月一五日午前一〇時
	平成四年五月一日 東京地方裁判所刑事第一一部 裁判所書記官 八木敏夫
	右は謄本である 平成四年五月二八日 東京地方裁判所刑事第一一部 裁判所書記官 八木敏夫

検察官印 九号の一

此の『公訴事実に関する求釈明申立書』が「知っていた」証拠です。

右は謄本である
平成四年四月三十日
東京地方裁判所刑事第一一部
裁判所書記官 八木敏夫

を明らかにされたい。
以上

- 一 各詐欺事件について、被害者に対する欺罔の実行行為をしたものは誰か。
- 二 各私文書の各偽造、偽造私文書の各行使の実行行為をしたものは誰か。
- 三 被告人は、本件各犯行の一部でも、また他の者と共同してでも、実行行為を行っているか。
- 四 被告人と相被告人森本享との間の共謀、被告人と吉川一との間の共謀について、それぞれ、

記

主任弁護士
東京地方裁判所刑事第一一部
御中

小 村 正 富

右の者に対する頭書事件について、弁護士は、起訴状及び追起訴状に記載された各公訴事実につき、原因を特定し被告人が適切な防禦活動をなし得るよう左記の諸点について、検察官に対し釈明を命じられたく、申立をする。
平成四年四月三十日

公訴事実に関する求釈明申立書
被告人 室 岡 克 典

誰でも『公訴事実に関する求釈明申立書』を読めば、訴因となる「公訴事実」がはじめから『この世に存在しない』まさに「闇夜のカラスを撃つ」がごとき審理をすることは「法治国家」を無視する「無法国家」を、法廷が認めたことです。

常軌を逸した「公訴事実」を立証すべき証拠が、コピーで「原本」不存在という柳検察官の公訴提起に対して、主任弁護人が書面で、公判検事に「公訴を取り下げなさい。」と警告したのです。そして裁判所にも「公訴棄却」の手続きに入ることが「司法最後の砦」と国民に信頼されている、裁判所の役目と警告し「証」を書面で残したのです。

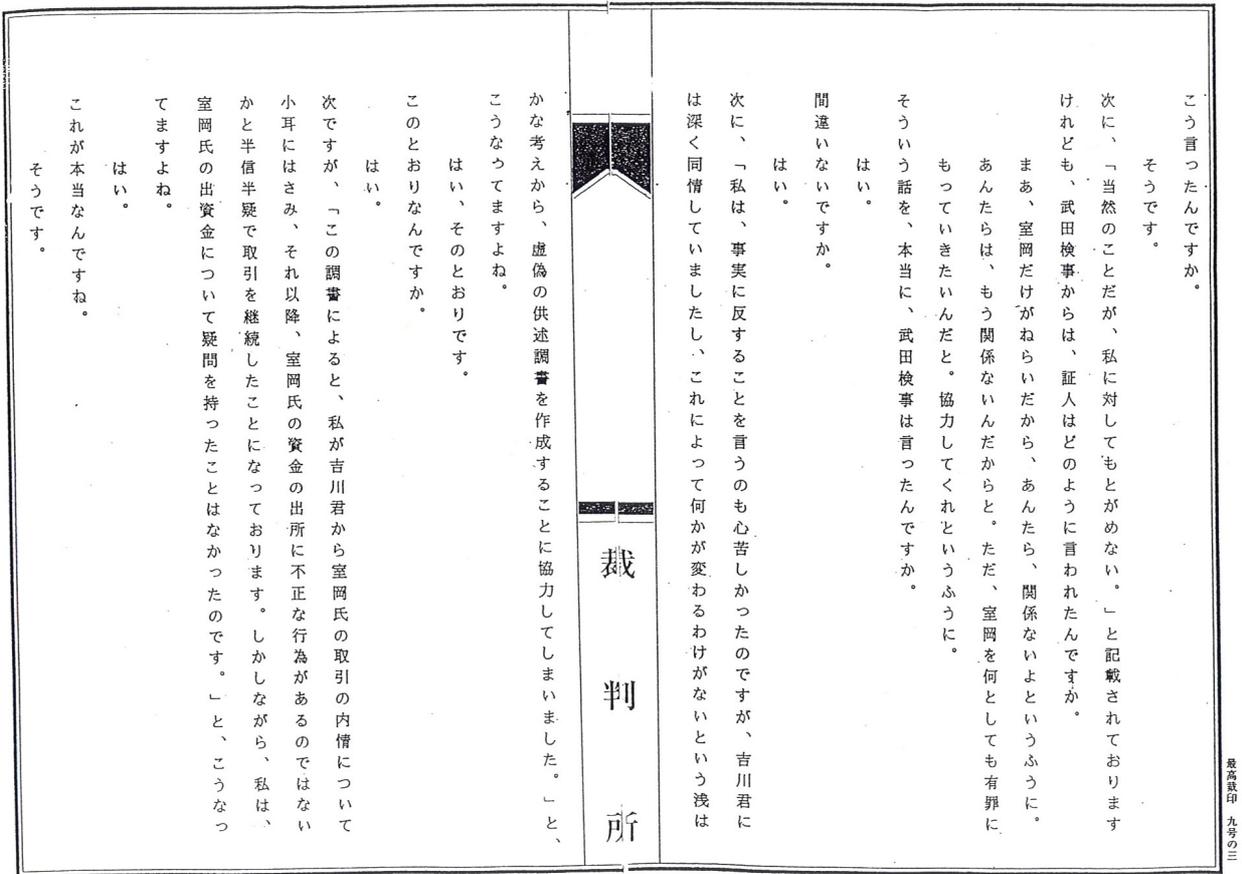
犯罪者を作り上げる異常な法廷！

政府が司法を自由自在に操る 証拠を検証ください！

平成6年10月6日第32回公判調書です。
後にこの公判の詳細は「室岡塾」で全て公開します。

<p>はい。</p> <p>それから、確定日付は平成四年二月七日になっておりますね。</p> <p>はい。</p> <p>で、このように確定日付を取ったということですね。</p> <p>はい。</p> <p>それで、簡単に、その文書の内容なんですけれども、「平成四年一月一七日、東京地方検察庁六〇三号室において、武田典文検事から、被疑者室岡克典外の東海銀行不正融資事件について事情聴取を受け、朝一〇時から夕方の七時半まで事情を聞かれました。」と書いてありますね。</p> <p>はい。</p> <p>これは、このとおり間違いないんですか。</p> <p>間違いないです。</p> <p>その何行かあとに、「ましてや、不正融資の資金であることも全然わかりませ</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>んでした。そこで、武田検事には、そのように申し述べておりました。」と書いてありますけれども、検事の調べのほうは、あなたのほうは不正融資のお金であることは知ってたんだろうと、こういう前提で聞かれておったわけですか。</p> <p>そうです。</p> <p>その次ですが、「ところで、今回の件について吉川一君が逮捕されておりますが、武田検事は、吉川君の処分に関連し、私に対し、もし私が協力すれば吉川君の処分も相応に考える（起訴はしないということだと理解しました）」とありますね。</p> <p>はい。</p> <p>武田検事からは、どのように言われたんですか。武田検事の言葉そのままですか。</p> <p>すぐ出してあげるといふふうに。</p> <p>吉川君は逮捕してあげても、証人が協力をすれば、すぐに出してあげると、</p>
--	----------------------	---

最高裁判所 九号の三



国際保険金詐欺を企てるため、武田検察官が「室岡だけがねらいだから！」「あんたらは、もう関係ないんだ、ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！」この証言こそ、警察・検察・裁判所が「東海銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」と政治判断し、国際保険金詐欺の片棒を担いだのです。

それが、私を何が何でも「罪なき犯罪者」に仕立て上げた答えです。このようなプロセスで「犯罪者」が作り上げられるのなら、皆様ご自身にも、ある日突然に同じ事態が「作り上げられる恐れ」がある事実を実感して「無関心」でなく興味を持って、現在「政府が司法を自由自在に操る」現実を証拠を提示して「知って」戴くことが本稿の主な目的です。

私には「基本的人権」があり、守る「家族」「社員」「友人」がいます。

国際保険金を詐欺する企てのためそのために
「室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！」
「室岡だけがねらいだから！」

これが経済大国の神聖な法廷なのですか・・・・・・・・

政府首脳が税金を集金させる集金マシン『銀行』
を護るため、国民の基本的人権を無視したのです。

以上